

橋本市長期総合計画

と き
時間ゆたかに流れ 暮らし潤う創造都市 橋本



和歌山県橋本市

目 次

ごあいさつ

■総合計画の策定にあたって	1
1. 橋本市長期総合計画策定の趣旨	1
2. 総合計画の構成と計画期間の考え方	1
3. 総合計画の意義及び役割	1
■まちの将来像	2
1. まちづくりの基本理念	2
2. まちの将来像	3
3. まちづくりの基本目標	4
■まちづくりの基本指標	5
1. 人口フレーム	5
2. 土地利用構想	5
■施策展開の基本方向	6
■基本計画の概要	7





ごあいさつ

～^{とき}時間ゆたかに流れ 暮らし潤う創造都市 橋本～ の実現に向けて

橋本市は和歌山県の北東端に位置し、市内中央部を母なる川「紀の川」が悠然と流れ、緑豊かな山々に囲まれた人口約7万人の田園都市です。

平成18年3月1日に橋本市・高野口町との合併により誕生してから3年目を迎え、本市はいよいよ将来に向かって大きく飛躍しようとしています。

しかしながら、地方自治体を取り巻く環境は、本格的な少子高齢化、地方分権型社会の到来、さらには安全・安心、環境、教育の問題を抱える一方、税収入の減少など厳しい財政状況に直面しており、このことは本市の場合も例外ではありません。

このような時代にあって、市民のみなさまにとっては「このまちに住んでよかった」、本市を訪れた方々にとっては「このまちに住んでみたい」と思っただけのまちづくりを積極的に進めてまいりたいと考えております。このたび、この思いを実現すべく本市の将来を指し示す羅針盤として「橋本市長期総合計画」を策定いたしました。

本計画は、合併にあたり策定された「新市まちづくり計画」の趣旨を尊重しながら、本市の将来像やまちづくりの基本目標、また具体的な施策の方向などを定めた、最上位計画となるものです。

本計画では、本市の市民憲章より導き出した3つの視点「ふれあいを深める視点」「環境と共生する視点」「個性を活かす視点」より、まちづくりの基本理念を「ひと・自然・歴史を活かし豊かさを高めるまちづくり」と定め、その理念に基づき本市の将来像を「^{とき}時間ゆたかに流れ 暮らし潤う創造都市 橋本」と掲げました。

今後は、この将来像の意味を市民のみなさまと共有し、互いに手を携えながら、新しい橋本市の実現に向け、全力をあげて取り組んでまいります。

最後に本計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご指導をいただきました橋本市長期総合計画審議会委員や市議会議員のみなさまをはじめ、市民意見公募などを通じて様々なご意見・ご提案を賜りました市民のみなさまに厚くお礼を申し上げますとともに、本計画の実現に向けて、今後とも一層のご指導とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

平成20年3月

橋本市長 **木下善之**

総合計画の策定にあたって

1. 橋本市長期総合計画策定の趣旨

平成18年3月1日に橋本市と高野口町の合併により誕生した新「橋本市」は、合併による地域の枠組みの変化をはじめ、地方分権の進展、少子高齢化による人口減少社会への対応、さらには、厳しい財政状況のもと、行財政改革の推進に基づく重点的、効果的な行政運営などが求められています。

このような本市が直面するさまざまな課題に対応し、地域資源の保全・活用や個性と魅力の創出を図りながら、その持続的発展に向けたまちづくりを目指していく必要があります。

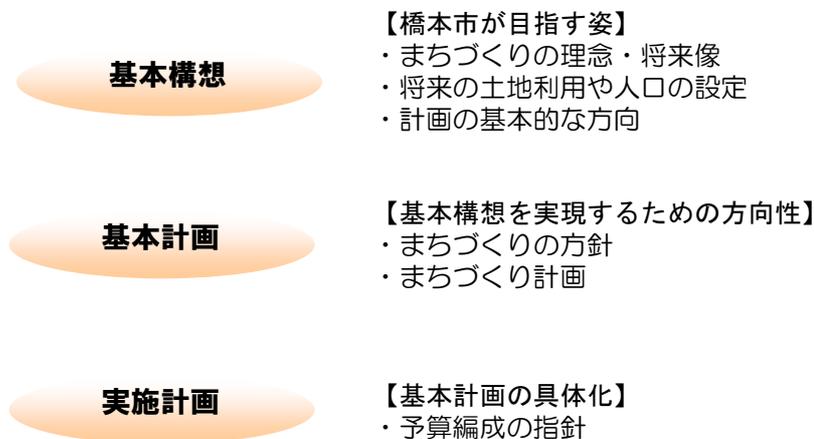
そのため、計画的かつ総合的なまちづくりの視点に立ち、市民の参画を得ながら、新しい橋本市の進むべき方向を明確に示す指針として、橋本市・高野口町合併協議会にて策定された「新市まちづくり計画」を踏まえて、新たな総合計画を策定したものです。

(根拠法令：地方自治法第2条第4項)

2. 総合計画の構成と計画期間の考え方

総合計画は、基本構想・基本計画及び実施計画で構成されます。基本構想・基本計画の計画期間は平成20年度(2008年度)～平成29年度(2017年度)までの10年間とします。

また、実施計画は3ヶ年計画とし、ローリング方式により毎年度策定します。



3. 総合計画の意義及び役割

橋本市長期総合計画は、新しい橋本市を建設していくための計画として、橋本市・高野口町合併協議会が平成16年に策定した「新市まちづくり計画」の趣旨を尊重しながら、本市の将来像とその実現に向けたまちづくりの基本目標、また具体的な施策の方向を定めるものです。

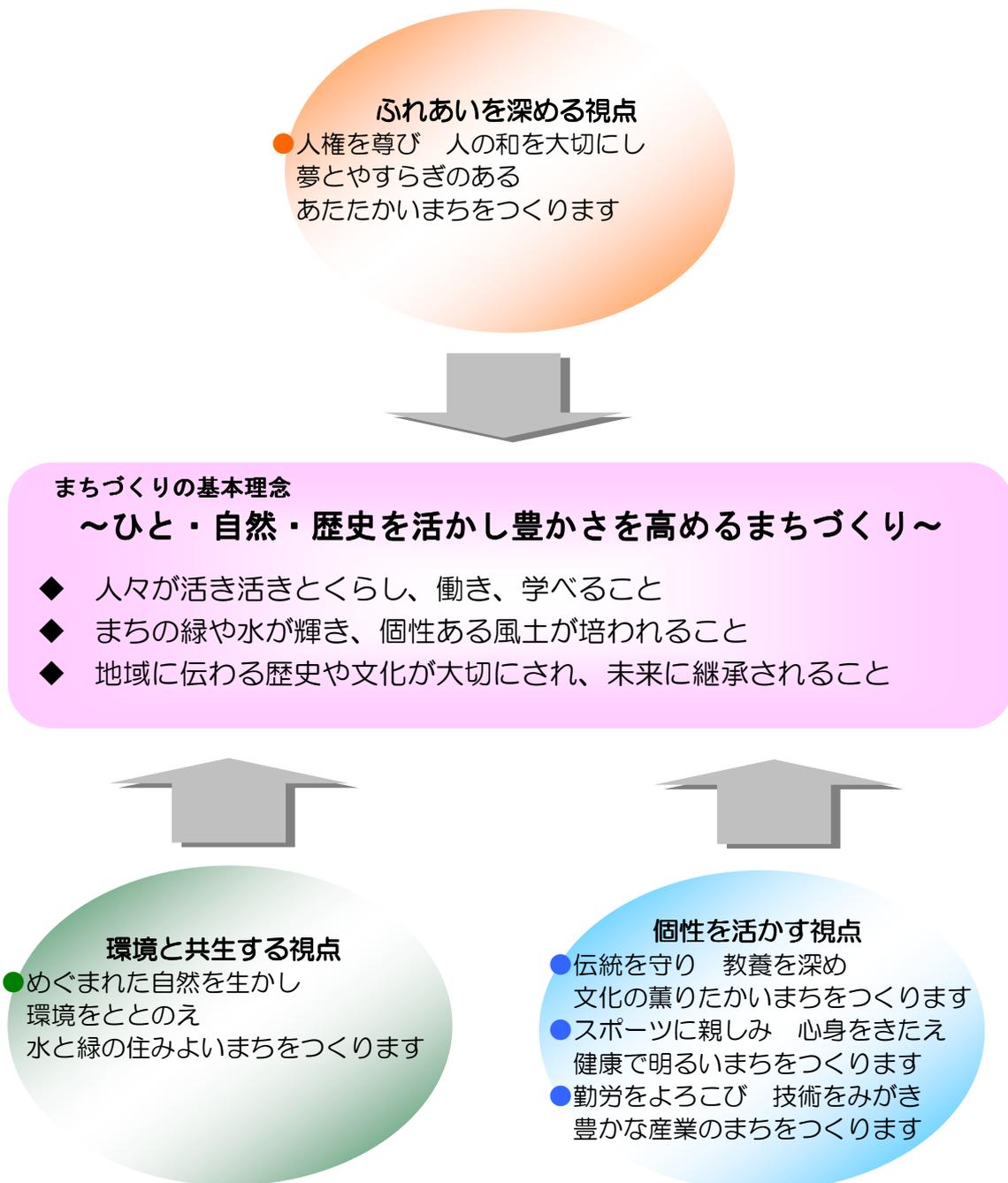
人口減少・超高齢社会の到来をはじめ、地球環境問題など、時代の変化に伴う行政課題に的確に対応していくため、庁内検討委員会における協議や各種団体ヒヤリング、市民に対する意見募集(パブリックコメント)などを実施し、橋本市長期総合計画審議会の答申を得て、この総合計画が市民と行政の共有の指針となるよう策定したものです。

まちの将来像

1. まちづくりの基本理念

まちの将来像は、今日の社会的背景や本市の市民憲章を踏まえ、緑豊かな山々や悠然と流れる紀の川などの自然の恵みを楽しみ、地域風土に育まれてきた歴史や文化、産業を次世代に継承していくとともに、単に新しいものを追い求めるのではなく、現状を見つめなおし、その質をいかに高めていくかを模索しながら、まちや地域の持続的な発展を目指していきます。

本市のまちづくりは、「ふれあいを深める視点」「環境と共生する視点」「個性を活かす視点」の3つの視点からこの“質の追求”を目指すとともに、その基本理念を次のように定めます。



2. まちの将来像

まちづくりの基本理念に基づき、本市の将来像を次のように設定し、将来像の意味を市民と行政が共有しながら、その実現に向けたまちづくりを進めていきます。

とき 時間ゆたかに流れ 暮らし潤う創造都市 橋本

～将来像の意味を市民と行政が共有化して、その実現を目指していきます～

とき 時間ゆたかに流れ

「ゆとり」とは、物質的に満足しているだけでなく、人々が無理のない暮らしができることであり、時間に追われることなく、余裕をもって働き、学び、楽しむことです。

暮らし潤う

「潤い」とは、市民一人ひとりの個性や能力が尊重されること、人と人との関係が好ましいものであること、人を包む自然環境や都市環境の質がすぐれたものであることなどから生まれるものです。

創造都市

わたしたちは、このような人々の「ゆとり」と「潤い」が生まれることを橋本市の発展と考え、美しい自然や魅力ある歴史・文化資源などを背景に、人と人との支え合いや交流によって生活の質を高めていくことができるまちを目指します。



3. まちづくりの基本目標



将来像の実現に向けたまちづくりの目標として、次の5つを設定します。

(1) 市民の力が活きるまちづくり

- 市民の力が活きるまちの実現を目指し、日常的な助け合いや地域での交流などを通じて、さまざまな場面での「コミュニティカ」を高めることによって、互いに信頼し、安心できる地域社会を形成していきます。
- ・区・自治会並びに社会的な公益活動を行う地域の各種団体や NPO、ボランティア等が自主的に取り組む地域活動との連携を図ることにより、その活動の効果を高めるとともに、多彩な交流が活発に行われるまちづくりを推進していきます。

(2) 健やかで安心して暮らせるまちづくり

- 健やかで安心して暮らせるまちの実現を目指し、すべての市民が健康で生きがいをもちながら、老後や日常生活に不安のない地域社会を形成していきます。
- ・安心して地域医療や介護サービスなどが受けられる体制の充実とともに、市民の積極的な健康づくりや安心して社会活動ができるまちづくりを推進していきます。
- ・次代を担う子どもを安心して健やかに育てることのできる環境を充実するとともに、交通安全並びに消費生活の安全の確保や犯罪のないまちづくりを進めていきます。

(3) 豊かな自然と共生する均衡あるまちづくり

- 豊かな自然と共生するまちの実現を目指し、地域資源やエネルギーの保全・活用とともに、無秩序な市街地の拡散防止や減災対策により、市民生活の安全性と質的向上が確保された持続可能な地域社会を形成していきます。
- ・環境に配慮した土地利用の規制・誘導とともに、循環型社会の形成に努めていきます。
- ・超高齢社会や循環型社会に対応し、高齢者や障がい者などが安心して移動できるまちづくりを推進するとともに、公共交通を中心とした交通体系を形成していきます。
- ・既存の道路・公園などを有効に活用し、市民にとってより利用しやすい施設としていくとともに、災害に強いまちづくりを推進するため、地域が主体となった自主防災組織の育成などに努めていきます。

(4) 活力ある産業を育成し若者が定住できるまちづくり

- 活力ある産業を育成し若者が定住できるまちの実現を目指し、大都市近郊の優位性を活かしながら、地域の歴史に培われてきた地場産業の振興や新たな産業の創出により、地域経済の発展と市民の経済基盤が安定した社会を形成していきます。
- ・観光との連携や消費者との交流を図りつつ農林業の振興とともに、個性と魅力ある中心商業地などの活性化を促進していきます。
- ・環境と調和した企業の誘致や、新たな産業の育成をはじめ、観光産業の育成、高等教育機関の誘致などに取り組み、若者などが住み続けたいまちづくりを推進していきます。

(5) 個性ある人と文化を育むまちづくり

- 個性ある人と文化を育むまちの実現を目指し、お互いを尊重し認め合い、地域の歴史文化や芸術を継承・発展させていく地域社会を形成していきます。
- ・教育の充実により子どもの豊かな心や生きる力を育てていくとともに、人権教育・啓発を推進することにより差別のない人権尊重社会を実現していきます。
- ・郷土を学び、さまざまな文化・芸術を創造できる人材を育成していくとともに、地域の歴史的・文化的資源を再発見し、その活用などにより、本市の新たな魅力を創出していきます。

まちづくりの基本指標

1. 人口フレーム

本市の人口は平成 11 年をピークに減少に転じ、平成 17 年の国勢調査では 68,529 人となっており、減少傾向は現在も続いています。

人口フレームについては、わが国における人口減少の動向などからも、人口減少は今後も続くものと考えますが、地域コミュニティや地域経済への影響等も勘案し、人口減少を最小限に止めるための子育て支援や企業誘致、新たな産業の創出などの施策を積極的に展開していくものとして、平成 29 年（2017 年）の人口見通しを 67,000 人とします。

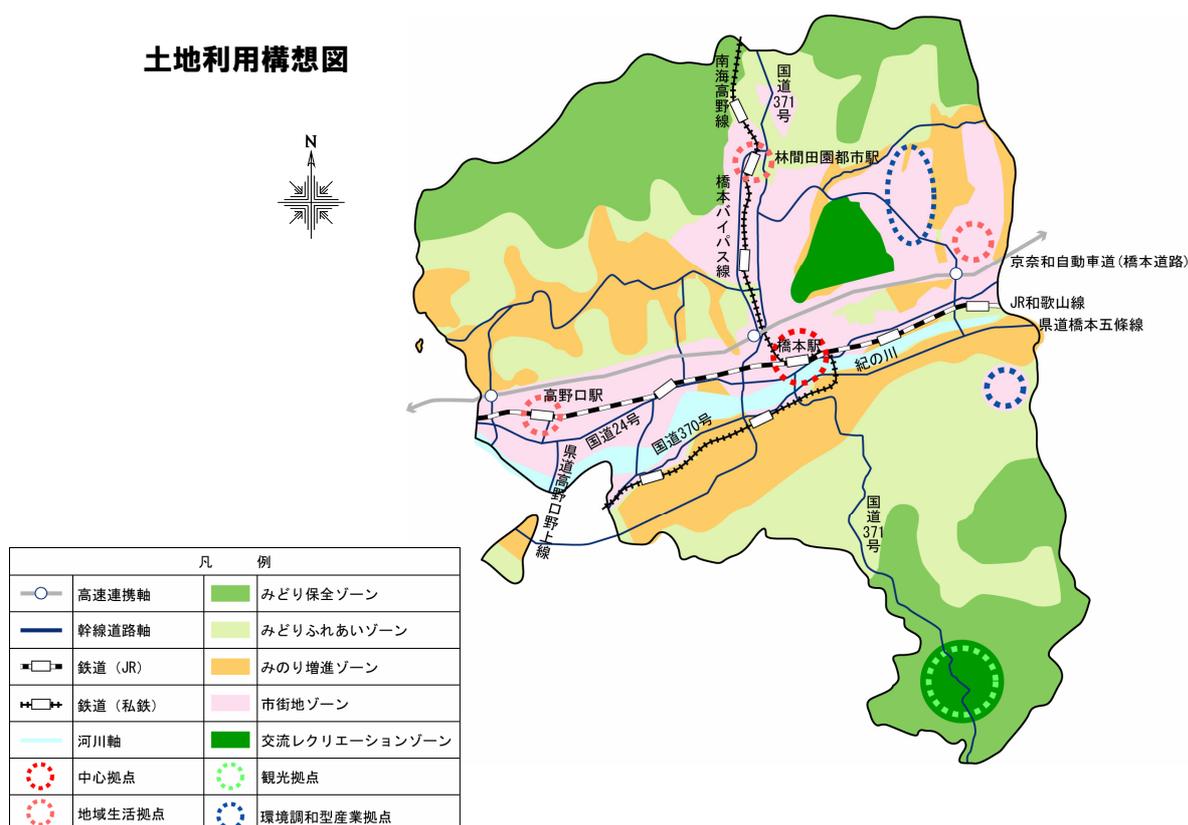
平成 29 年（2017 年） ➡ 67,000 人

2. 土地利用構想

本市では、中心拠点や地域生活拠点における居住、商業、業務、文化等の諸機能や、環境調和型産業拠点における産業機能の集積など、都市拠点における機能の集約化を促進するとともに、公共交通を中心とした交通ネットワークへの転換や、豊かな自然環境の保全と良好な景観の維持・向上に努めるなどコンパクトな都市を形成します。

なお、住宅開発地の未利用地については、土地利用構想との整合性を図りつつ、本市の持続的発展を目指し、産業用地などとしての活用を図るなど、土地の有効活用を促進します。

土地利用構想図



施策展開の基本方向

行政推進の基本姿勢

(1) 市民と地域との連携を強化する

(2) 計画的、総合的な行財政運営を推進する

まちづくりの基本施策

1. 市民の力が生きるまちづくり

(1) 地域コミュニティを再生する

(3) 多彩な交流・連携を推進する

(2) 市民活動を普及する

2. 健やかで安心して暮らせるまちづくり

(1) 地域福祉を総合的に推進する

(4) 保健・医療体制を確立する

(2) 子育て環境を整備する

(5) 社会保障を充実する

(3) 高齢者・障がい者福祉を充実する

(6) 生活の安全を確保する

3. 豊かな自然と共生する均衡あるまちづくり

(1) 循環型社会を形成する

(4) 生活環境の質を高める

(2) 秩序ある土地利用を推進する

(5) 安全なまちづくりを推進する

(3) 道路・交通体系、情報基盤を整備する

4. 活力ある産業を育成し若者が定住できるまちづくり

(1) 付加価値の高い農林業を創造する

(4) 観光・交流基盤を確立する

(2) 製造業の活性化を展開する

(5) 就業と仕事づくりを促進する

(3) 商業をまちづくりとともに活性化させる

5. 個性ある人と文化を育むまちづくり

(1) 豊かな心を育む学校教育を推進する

(4) 人権尊重の社会を実現する

(2) 生涯学習社会を形成する

(5) 男女共同参画の社会を実現する

(3) 文化・芸術を振興する

基本計画の概要

行政推進の基本姿勢

(1) 市民と地域との連携を強化する

1) 市民協働

- 市民主体のまちづくり活動の支援
- 広報・広聴活動等の充実

(2) 計画的、総合的な行財政運営を推進する

1) 行政運営

- 行政機能の強化
- 事務事業の適正化
- 行政サービスの質的向上

2) 財政運営

- 健全な財政運営の推進
- 納税への理解と環境づくり

3) 広域行政

- 広域行政事業の推進
- 新しい時代に向けた広域体制の推進



まちづくりの基本施策

1. 市民の力が活きるまちづくり

(1) 地域コミュニティを再生する

1) 地域コミュニティ

- 区・自治会活動の充実
- 地域コミュニティの向上

(2) 市民活動を普及する

1) 市民活動

- 市民活動の普及と充実

- 市民の知識や経験、技能の活用

(3) 多彩な交流・連携を推進する

1) 交流・連携

- 産官学交流の推進
- 地域交流の促進

2. 健やかで安心して暮らせるまちづくり

(1) 地域福祉を総合的に推進する

1) 地域福祉

- 地域福祉体制の充実
- 権利の擁護と制度の周知
- 地域の主体的活動の推進
- 人にやさしい福祉のまちづくりの推進

(2) 子育て環境を整備する

1) 児童福祉

- 総合的、計画的な子育て支援施策の展開
- 子育て支援制度の充実
- 子育てしながら働ける環境づくり
- 子どもを守り育てる環境づくり

2) ひとり親家庭福祉

- 自立のための支援
- 相談体制の充実

(3) 高齢者・障がい者福祉を充実する

1) 高齢者福祉

- 総合的、計画的な高齢者福祉施策の展開
- 高齢者の生きがい対策の推進
- 福祉サービスの充実
- 介護予防等の推進
- 介護保険制度の健全な運営

2) 障がい者（児）福祉

- 総合的、計画的な障がい者（児）福祉施策の展開
- 社会参加の環境づくり
- 自立支援の充実

(4) 保健・医療体制を確立する

1) 保健

- 保健サービスの充実
- 疾病予防対策の充実
- 保健福祉センターの建設

2) 医療

- 市民病院医療体制の充実
- 救急医療体制の確立
- 献血の促進

(5) 社会保障を充実する

1) 低所得者福祉

- 自立のための支援
- 相談体制の充実

2) 国民年金

- 年金制度の理解と納付率の向上
- 年金制度の改善要望

3) 国民健康保険

- 制度の周知と適正な運営
- 収納率の向上

(6) 生活の安全を確保する

1) 消防

- 火災予防体制の強化
- 消防・救急体制の充実

2) 交通安全・防犯

- 交通安全意識の高揚
- 交通安全対策の推進
- 防犯体制の強化

3) 消費生活

- 消費者への情報提供の充実
- 消費生活相談の体制づくり



3.豊かな自然と共生する均衡あるまちづくり

(1) 循環型社会を形成する

- 1) 環境の保全・創造
 - 自然環境の保全・活用 ●環境を創造する活動の推進
- 2) 環境衛生
 - 減量化、再使用、再生利用の推進 ●適切な処理の推進

(2) 秩序ある土地利用を推進する

- 1) まちづくり
 - 長期的視野に立ったまちづくりの推進 ●計画的な土地利用の推進 ●都市機能の集約化
 - 土地の有効活用 ●市役所周辺におけるシビックゾーンの形成 ●個性と魅力あるまちづくりの推進
 - 旧紀伊丹生川ダム周辺の地域振興
- 2) 都市景観
 - 景観法の活用 ●景観の保全と創造 ●市民参加の景観づくり

(3) 道路・交通体系、情報基盤を整備する

- 1) 道路
 - 道路網の充実 ●道路環境の向上 ●広域交通基盤の整備
- 2) 公共交通
 - 鉄道交通の充実 ●路線バスの充実 ●コミュニティバスの利用促進
- 3) 情報基盤
 - 地域情報化の推進 ●個人情報等の保護と情報セキュリティ対策

(4) 生活環境の質を高める

- 1) 住宅
 - 良好な住宅・宅地の供給 ●良好な住環境の確保
- 2) 公園・緑地
 - 公園・緑地の整備・充実 ●水と緑のネットワークの形成
- 3) 上水道
 - 水資源の有効活用 ●上水の安定供給 ●緊急時における供給体制の確保 ●水道事業経営の健全化
- 4) 下水道・し尿処理
 - 汚水処理計画の推進 ●公共下水道の普及促進 ●農業集落排水の普及促進 ●し尿処理の適正化

(5) 安全なまちづくりを推進する

- 1) 防災
 - 災害予防対策の強化 ●災害応急体制の強化



4.活力ある産業を育成し 若者が定住できるまちづくり

(1) 付加価値の高い農林業を創造する

- 1) 農業
 - 生産体制の整備 ●魅力ある農業の振興
 - 農村環境の整備
- 2) 林業
 - 森林の適切な管理 ●林業の生産性の確保
 - 森林機能の保全と多目的利用

(2) 製造業の活性化を展開する

- 1) 地場産業
 - 経営体質の強化
- 2) 企業誘致
 - 新規企業の立地促進 ●市内企業の支援
- 3) 経営基盤
 - 産業の振興

(3) 商業をまちづくりとともに活性化させる

- 1) 商業基盤
 - 魅力あふれる店舗展開の促進
 - 商業環境の充実
- 2) 経営基盤
 - 経営の合理化と効率化 ●融資制度の充実

(4) 観光・交流基盤を確立する

- 1) 観光資源
 - 観光資源の活用
- 2) 観光振興
 - 通年型・滞在型観光の振興

(5) 就業と仕事づくりを促進する

- 1) 定住環境
 - 雇用の促進 ●起業の促進
- 2) 就労環境
 - 就労環境の改善

5.個性ある人と文化を育むまちづくり

(1) 豊かな心を育む学校教育を推進する

- 1) 幼児教育
 - 幼児教育の充実 ●家庭や地域の教育力の向上
- 2) 学校教育
 - 教育内容の充実 ●教育環境の充実
 - 開かれた学校づくり
 - 大学・専門学校等の誘致

(2) 生涯学習社会を形成する

- 1) 生涯学習
 - 生涯学習推進体制の構築 ●生涯学習活動の促進
 - 図書サービスの充実 ●まちづくりとの連携強化
- 2) 生涯スポーツ
 - 生涯スポーツの推進 ●スポーツ施設等の利用促進
- 3) 青少年の健全育成
 - 青少年活動の支援 ●非行防止のための環境づくり

(3) 文化・芸術を振興する

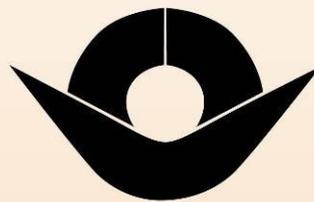
- 1) 文化・芸術
 - 文化財保護意識の高揚
 - 文化財等の保存・活用の推進
 - 芸術活動の促進 ●偉人の顕彰 ●新たな文化の創造
- 2) 国際交流
 - 国際理解の充実
 - 友好都市・姉妹都市との交流の促進

(4) 人権尊重の社会を実現する

- 1) 人権尊重
 - 総合的、計画的な人権施策の展開
 - 人権教育・啓発の推進 ●人権擁護の推進

(5) 男女共同参画の社会を実現する

- 1) 男女共同参画
 - 男女平等の地域社会の形成 ●男女共同参画の推進



和歌山県橋本市

橋本市長期総合計画 概要版

発行：平成20年3月

編集：和歌山県橋本市

〒648-8585 橋本市東家一丁目1番1号

TEL 0736-33-1111 (代) FAX 0736-33-1665

URL <http://www.city.hashimoto.wakayama.jp>